

区政協力委員兼災害対策委員の概要

(※区政協力委員は、災害対策委員も兼ねています。)

区政協力委員の主な職務

- ①地域と市区行政のパイプ役として、市・区からの情報を地域の方にお知らせしたり、地域からのご意見・ご要望を市や区へ伝えたりします。
(例) 区民まつりチラシの配付、交通安全ポスターの掲示 など
- ②地域でスポーツや祭りなどの行事を行ったり、防犯活動や清掃活動・交通安全運動などを行ったりします。
(例) 成人式、敬老会、盆踊り、ソフトボール大会、防犯パトロール など
- ③学区内の区政協力委員が集まって、学区区政協力委員会を定例的に開催します。
代表である委員長から市区の情報を受けたり、地域の意見・要望を集約したりします。

災害対策委員の主な職務

- ①地域の具体的避難要領を研究し、地域の方にお知らせします。
 - ②地域の要望を聞いたり、災害危険箇所の調査を行い、区役所等に報告します。
- ※災害時には、区本部に所属し、補助することとされており、各学区に設置される災害救助地区本部の地区本部委員として以下のような活動を行います。
- ①学区に災害に関する情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保など）を伝えます。
 - ②災害時における広報広聴活動や被害状況の調査を行います。
 - ③避難施設の運営管理、救助物資の配付などを行います。

区政協力委員兼災害対策委員の選出等

選出方法	町内会・自治会から1名推薦していただき、市長が委嘱します。
身 分	非常勤特別職の地方公務員となります。
任 期	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。 委嘱時に80歳未満であることが条件となります。
費用弁償	委員の活動に対する費用弁償として、区政協力委員と災害対策委員それぞれ月額2,509円ずつを支給します。